

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

⇨ 地域未来投資促進税制

Q : 地域未来投資促進税制の基準が明らかにされたそうですが、どのようになりましたか？

A : 次のようになりました。

【解説】

地域未来投資促進税制とは、地域未来投資促進法に係る承認地域経済牽引事業者が、平成29年7月31日から令和7年3月31日までの間に、承認地域経済牽引事業の促進区域内で事業計画に従い特定地域経済牽引事業施設等を新設等する際にその新設等に係る施設等を構成する新品の機械装置や器具備品、建物及びその付属設備等(特定事業用機械等)を取得等して、これを事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除の選択適用ができるという制度です。

令和6年の税制改正では、特定事業用機械等のうち、機械装置・器具備品につき、地域未来投資促進法の承認を受けた法人が、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する基準に適合することにつき主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業の用に供したもので、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす一定のものであるものについては、令和6年4月1日以後に取得等する特定事業用機械等の税額控除割合が6%にすることとされました。一定のものの基準には、減価償却資産を事業の用に供した事業年度から5年間における労働生産性の伸び率が5%以上であること、対象事業者が下請事業者等とのパートナーシップ構築宣言を公表していることなどがあります。

